

30医安第720号
平成30年9月27日

一般社団法人愛知県病院薬剤師会会長様

愛知県健康福祉部保健医療局長
(公 印 省 略)

麻薬の管理の徹底について（通知）

日頃から、本県の医薬安全行政に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、麻薬業務所における麻薬等の管理につきましては、「麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）」（以下、「法」という。）に基づき実施していただいているところですが、本県における麻薬業務所からの麻薬事故届出件数は、別添資料のとおり5年連続で増加しております。

その中には、麻薬を紛失するなど麻薬管理者による管理が十分実施されていない事例の他に、適正な手続きを行うことなく麻薬を廃棄した事例、麻薬診療施設が移転した際に麻薬管理者免許の新規申請を失念していた事例、誤調剤により交付した麻薬を麻薬処方箋に基づくことなく交換した事例、麻薬施用者免許番号が記載されていない麻薬処方箋に基づき麻薬を交付した事例など法違反となる事例も見受けられます。

つきましては、「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚せい剤原料取扱の手引き」（<http://www.pref.aichi.jp/iyaku/tebiki/mayaku.html>）及び別添のチラシを御参照いただき、麻薬の適切な管理の再確認及び実施について徹底していただくよう貴会員への周知に御配慮ください。

なお、麻薬の所在不明、盗難及び法違反等必要があると認められる場合には、麻薬取締員等の関係職員による麻薬業務所への立入調査等を実施することがありますので、御承知いただくとともに、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

担 当	医薬安全課 毒劇物・麻薬・血液グループ
電 話	052-954-6305
ファクシ	052-953-7149

麻薬等の事故届について

(表1) 麻薬・向精神薬・覚せい剤原料事故届出件数

	麻薬	向精神薬	覚せい剤原料	計
平成24年度	352	2	7	361
平成25年度	472	3	4	479
平成26年度	477	3	4	484
平成27年度	518	12	4	534
平成28年度	557	8	6	571
平成29年度	576	13	13	602

(注) 麻薬事故届は、5年連続で増加。平成29年度の向精神薬事故のうち、盗難6件、偽造処方箋による向精神薬の詐取4件を含む。

(表2) 麻薬事故届の免許種類別届出件数

	施用・管理者	小売・卸売業	研究者	計
平成24年度	344	8	0	352
平成25年度	460	10	2	472
平成26年度	464	13	0	477
平成27年度	499	18	1	518
平成28年度	545	11	1	557
平成29年度	554	22	0	576

(注) 免許種類別にみると麻薬施用・管理者からの届出件数が引き続き多くを占めるが、やや小売・卸売業者も増加傾向にある。

(表3) 麻薬事故届の事由別届出件数

	滅失		盗取	所在不明	その他				計	
	破損	流出			誤廃棄	廃棄違反	誤調剤・誤施用	中途剥離		
平成24年度	103	212	6	12	19	6	4	8	1	352
平成25年度	144	277	0	14	37	7	7	14	9	472
平成26年度	112	298	2	14	51	24	10	8	9	477
平成27年度	159	296	6	8	49	16	6	19	8	518
平成28年度	142	340	1	14	60	22	9	16	13	557
平成29年度	157	336	5	10	68	29	13	10	16	576

(注1) その他の事由別では、誤廃棄及び廃棄違反が増加した。また、平成28年度は一度減少したものの、再び平成29年度は薬局等において金庫ごと麻薬を盗取される事件が多発している。

(注2) 「誤廃棄」とは、術後の施用残麻薬や処方変更等により不要になった麻薬を麻薬管理者が他の職員立会いの下、廃棄しなかった事例(平成12年3月31日付け医薬発第371号通知)。

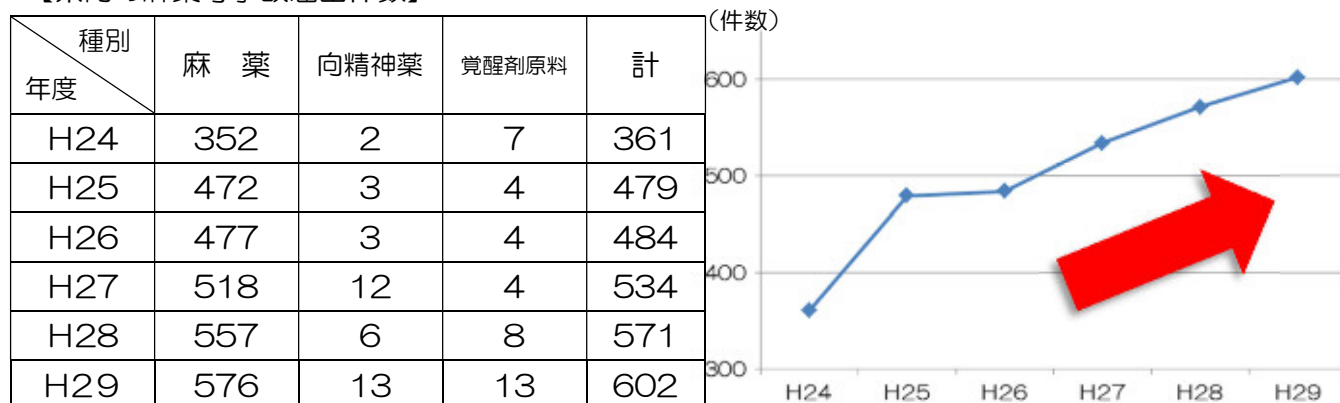
(注3) 「廃棄違反」とは、期限切れや誤調剤した麻薬等をあらかじめ愛知県知事に届け出て、愛知県職員の立会いの下、廃棄しなかった事例(麻薬及び向精神薬取締法第29条)。

注意1 麻薬等事故件数が増加しています

麻薬等の滅失、盗取、所在不明等の事故は5年連続で増加しています。適切な管理について、麻薬業務所等での周知徹底をお願いします。

また、向精神薬事故のうち、カラーコピーによる偽造処方箋による詐取事件は平成28、29年度に4件ずつ発生しており注意が必要です。

【県内の麻薬等事故届出件数】



<主な麻薬事故の例>

「滅失」・・・麻薬がその物理的存在を失うこと

調剤中に麻薬を床に落とし飛散させた。ルートが外れて、麻薬が漏れてた。

「盗取」・・・麻薬が盗難された場合

麻薬診療施設の麻薬金庫がこじ開けられて盗まれた。

「所在不明」・・・紛失、亡失等麻薬の所在を見失う場合

麻薬の在庫数量と帳簿が合わない。

「その他の事故」・・・滅失、盗取、所在不明以外のもの

誤調剤した麻薬を患者に施用又は交付してしまった。

注意2 麻薬取扱者免許番号の付番方法を変更します

有効期間の開始年月日が平成31年（西暦2019年）1月1日以降の免許については、免許番号の最初の2桁が和暦から西暦の下2桁に変更になります。

また、免許番号の下4桁は免許種別により、下記表のとおり付番します。

【免許番号例 医薬安全課で発行した場合】

麻薬施用者免許

医安第190001号

麻薬小売業者免許

医安第196001号

麻薬管理者免許

医安第199001号

取扱者	付番
施用者	0001~5999
小売業者	6001~8999
管理者	9001~9999

なお、平成31年中に有効な麻薬取扱者免許証は『29』、『30』、『19』から始まる免許番号になりますので、譲渡証及び譲受証の作成、確認並びに麻薬処方せんへの免許番号の記載、確認の際は御注意ください。

○麻薬関係事務手続き

		病院・診療所・動物病院等麻薬業務所			麻薬小売業者 開設者
		開設者	麻薬管理者	麻薬施用者	
麻薬業務所の移転 (県内に限る)		注2) 所有量届等	免許申請+ 業務廃止届	変更届	免許申請+ 業務廃止届、 注2) 所有量届等
麻薬業務所の 開設者変更	名称変更有	注2) 所有量届等	免許申請+ 業務廃止届	変更届	
	名称変更無			届出等不要	
麻薬業務所の名称変更		届出等不要	変更届	変更届	変更届
麻薬管理者・施用者の 氏名・住所変更			変更届	変更届	

注1) 所有量、変更及び廃止届は事由発生後 15 日以内に提出してください。

注2) 廃止に伴い、他の麻薬取扱者に麻薬を譲渡した場合は、麻薬譲渡届を提出してください。

○麻薬帳簿（麻薬受払簿）の記入例

品名 MSコンチン錠 10mg

年月日	受入		払出	残高	備考
	卸売	患者			
H30.10.1				10	前帳簿から繰越し
H30.10.1	100			110	〇〇会社から購入 製品番号 12346 納入日：H30.10.3
H30.10.2			18	92	〇山△夫（カルテNo.123）
H30.10.3		(15)		92	〇山△夫（カルテNo.123）より返納 H30.10.3 15 錠全て廃棄 立会者署名 H30.10.25 調剤済麻薬廃棄届出
H30.10.31			10	82	陳旧のため廃棄 H30.10.25 麻薬廃棄届提出 立会〇〇保健所 △山◇男 印
H30.11.1			1	81	1 錠所在不明 H30.11.2 事故届提出

日付は譲渡証の日付
備考に実際の到着日

調剤済麻薬を患者や
その遺族から譲渡され
た時、廃棄する場
合は残高に加えず（
）で記載

期限切れ麻薬など
は、あらかじめ届出
て廃棄

所在不明等の事故
は、速やかに届出

※帳簿の訂正は、管理者が二本線で抹消して訂正印を押印し、その脇に正しい文字等を記載すること。

※大量バイアルを分割して施用する場合には、別口座を設けて、バイアル（V）での管理からmLでの数量管理を行い、患者ごとに麻薬帳簿に記載すること（品名、剤型、濃度別に分ける）。

※液剤の秤量誤差や自然減量により帳簿を訂正する場合は、管理者とその他の者の2名立会で記名押印すること。

麻薬、向精神薬、覚せい剤原料の管理は、手引きを参考にしてください。



「医療機関及び薬局における麻薬・向精神薬・覚せい剤原料取扱いの手引き」

愛知県 麻薬 手引き

検索